

平成29年11月7日

株 主 各 位

東京都港区白金台5丁目12番7号
ウ ォ ン テ ッ ド リ ー 株 式 会 社
代表取締役 仲 暁 子

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年11月21日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年11月22日（水曜日）午前11時
2. 場 所 東京都港区白金台5丁目12番7号
MG白金台ビル 4階 当社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第7期（平成28年9月1日から平成29年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期（平成28年9月1日から平成29年8月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等の額改定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://wantedlyinc.com/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成28年9月1日から  
平成29年8月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな改善傾向にありますが、個人の消費については経済の先行きが不透明なこともあり、依然として楽観視できない状況が続いております。

このような経済環境の中、有効求人倍率は高水準で推移しており、人材採用の需要は活発な状況が続いております。また、就労者の転職活動、学生の就職活動や企業の人材採用活動におけるインターネットや機械学習などのテクノロジーの活用についても拡大傾向にあります。

このような事業環境の下、当社ビジネスSNSプラットフォーム「Wantedly（ウォンテッドリー）」は堅調に成長を続け、平成29年8月末時点で登録企業ユーザ数は前事業年度末から6,885社増加し24,867社、登録個人ユーザ数は前事業年度末から406,172人増加し890,612人となりました。

また、主力サービス「Wantedly Visit」「Wantedly Admin」のサービス改善への取り組みや営業及び顧客対応の体制強化により既存サービスの拡大を図る一方で、新規サービスの名刺管理アプリ「Wantedly People」の展開や海外市場の開拓も進めております。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は、1,289,741千円、営業利益は64,076千円、経常利益は59,369千円、親会社株主に帰属する当期純利益は25,695千円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較はおこなっておりません。

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 4 期<br>(平成26年8月期) | 第 5 期<br>(平成27年8月期) | 第 6 期<br>(平成28年8月期) | 第 7 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成29年8月期) |
|-------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 営 業 収 益(千円)             | —                   | —                   | —                   | 1,289,741                        |
| 経 常 利 益(千円)             | —                   | —                   | —                   | 59,369                           |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(千円) | —                   | —                   | —                   | 25,695                           |
| 1株当たり当期純利益額(円)          | —                   | —                   | —                   | 5.68                             |
| 総 資 産(千円)               | —                   | —                   | —                   | 836,268                          |
| 純 資 産(千円)               | —                   | —                   | —                   | 484,956                          |
| 1株当たり純資産(円)             | —                   | —                   | —                   | 107.23                           |

(注) 1. 第7期より連結計算書類を作成しております。

2. 平成29年6月17日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 4 期<br>(平成26年8月期) | 第 5 期<br>(平成27年8月期) | 第 6 期<br>(平成28年8月期) | 第 7 期<br>(当事業年度)<br>(平成29年8月期) |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 営 業 収 益(千円)    | 169,405             | 450,657             | 840,284             | 1,289,741                      |
| 経 常 利 益(千円)    | 7,060               | △2,588              | 120,859             | 99,705                         |
| 当 期 純 利 益(千円)  | 3,717               | △2,669              | 77,803              | 66,031                         |
| 1株当たり当期純利益額(円) | —                   | —                   | —                   | 14.60                          |
| 総 資 産(千円)      | 303,751             | 571,105             | 725,064             | 877,318                        |
| 純 資 産(千円)      | 228,015             | 425,505             | 461,380             | 527,412                        |
| 1株当たり純資産(円)    | 136,700.04          | 83.18               | 102.01              | 116.61                         |

(注) 当社は、平成26年11月19日付で普通株式1株につき60株の株式分割を、平成29年6月17日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算出しております。

### (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                              | 資 本 金               | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容               |
|------------------------------------|---------------------|----------|-----------------------------|
| Wantedly<br>Singapore Pte.<br>Ltd. | 800,000<br>シンガポールドル | 100.0%   | 当社サービスの海外<br>市場開拓及び販売代<br>理 |

Wantedly Singapore Pte. Ltd. は当連結会計年度において新たに設立したため、重要な子会社と致しました。

### (4) 対処すべき課題

#### ①既存事業の収益機会の拡大及び収益機会の創出

当社グループはビジネスSNSプラットフォームとして「Wantedly（ウォンテッドリー）」を運営しており、企業ユーザ、個人ユーザのための様々なサービスを提供しております。現在は「Wantedly Visit」「Wantedly People」をはじめ5つのサービスにて収益を得ておりますが、それらサービスにおいて新たな機能追加や利用企業層の開拓、提供国（海外展開）の拡大により収益機会の拡大を図って参ります。また、現在収益化を行っていないサービスにおいても収益機会の創出を図って参ります。

#### ②システムの安定性の確保

当社グループの主要事業におきましては、インターネット上にてサービス提供を行っている関係上、安定した事業運営を行うにあたり、新規事業等に伴うアクセス数の増加を考慮した、サーバー設備の強化、負荷分散システムの導入等が重要となる為、今後も設備投資等を継続的に行い、システムの安定性確保に取り組んで参ります。

#### ③事業組織体制の強化

今後の事業拡大及び収益基盤の強化を図るにあたり、専門性の高い優秀な人材の確保及び在籍する人員の育成に注力し、これまで同様、少人数での効率的な事業運営を意識しつつ、事業規模に応じた組織体制の整備を進めて参ります。従業員の約半分を占める開発組織においては、複数の少人数チームがそれぞれ裁量をもって開発に取り組むことで無駄な確認やコミュニケーションを抑制し開発スピードを高い状態に保ちながら、各種ツールを活用した情報の可視化などにより定量的なデータに基づいて迅速な分析・意思決定を行う体制をさらに強化して参ります。また、営業・マーケティング組織においては、企業ユーザの伸びに対して効率的に対応してい

く体制の強化が重要となります。具体的には、データ分析や各種ツールを活用しながら、見込客の創出・育成を介した反響型の企業ユーザ獲得を中心とし、多数の営業人員や広告投下に依存せず、利用企業への継続的な運用支援を行っていく継続課金型のビジネスモデルに適した体制を強化して参ります。

#### ④情報管理体制の強化

当社グループは個人情報を含む多くの機密情報を保有しております。特に名刺管理アプリを提供していることから、これら情報管理の重要性については十分に認識しております。個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図って参ります。

#### ⑤当社ブランドの知名度向上

当社グループはこれまで新聞・テレビ・雑誌等のマスメディア向け広告には注力しておらず、当社が持つWebマーケティング技術やソーシャルメディアの有効活用により、サイト利用者の獲得を図って参りました。しかしながら、既存事業の更なる拡大及び競合企業との差別化を図るにあたり、当社ブランドのより一層の確立が重要であると認識しており、現在費用対効果を慎重に検討の上、サイトへの流入拡大施策や広告宣伝及びプロモーション活動を強化しており、「Wantedly（ウォンテッドリー）」のブランドの知名度向上を図って参ります。

### (5) 主要な事業内容（平成29年8月31日現在）

| 事業区分      | 事業内容                         |
|-----------|------------------------------|
| ビジネスSNS事業 | ビジネスSNSプラットフォーム「Wantedly」の運営 |

### (6) 主要な事業所（平成29年8月31日現在）

#### ① 当社

|     |       |
|-----|-------|
| 本社  | 東京都港区 |
| 駐在所 | 中国 香港 |

#### ② 子会社

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| Wantedly Singapore Pte. Ltd. | シンガポール共和国 |
|------------------------------|-----------|

(7) 使用人の状況（平成29年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分      | 使用人数      | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|-----------|-------------|
| ビジネスSNS事業 | 52 (16) 名 | —           |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣紹介等会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社は当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度末比増減については記載しておりません。
3. 当社グループは、ビジネスSNS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数      | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|------------|-------|--------|
| 49 (16) 名 | 9名増 (11名増) | 27.3歳 | 1.7年   |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣紹介等会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 従業員数が当期中において、9名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年8月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

1. 平成28年11月にシンガポール子会社Wantedly Singapore Pte. Ltd. を設立いたしました。
2. 当社は、平成29年9月14日に東京証券取引所マザーズに上場いたしました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成29年8月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 18,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,572,700株（自己株式50,000株を含む）
- ③ 株主数 10名
- ④ 大株主

| 株 主 名          | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|----------------|-------------|---------|
| 仲 暁 子          | 3,282,000 株 | 72.57%  |
| 株式会社サイバーエージェント | 528,000     | 11.67   |
| 川 田 尚 吾        | 303,650     | 6.71    |
| 木 村 新 司        | 196,500     | 4.34    |
| アーキタイプ株式会社     | 96,000      | 2.12    |
| 株式会社日本経済新聞社    | 55,550      | 1.23    |
| 川 崎 禎 紀        | 21,000      | 0.46    |
| 杉 山 全 功        | 20,000      | 0.44    |
| 松 本 浩 介        | 20,000      | 0.44    |

（注） 1. 当社は、自己株式を50,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                 |                           | 第 1 回新株予約権                                | 第 3 回新株予約権                                    |
|---------------------------------|---------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                       |                           | 平成25年 1 月17日                              | 平成26年11月26日                                   |
| 新 株 予 約 権 の 数                   |                           | 13個                                       | 1,300個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数<br>(注) 1     |                           | 普通株式 39,000株<br>(新株予約権 1 個につき3,000株)      | 普通株式 65,000株<br>(新株予約権 1 個につき50株)             |
| 新株予約権の払込金額                      |                           | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>(注) 1 |                           | 新株予約権 1 個当たり<br>156,250円                  | 新株予約権 1 個当たり<br>19,000円                       |
| 権 利 行 使 期 間                     |                           | 平成27年 1 月18日から<br>平成35年 1 月17日まで          | 平成28年11月27日から<br>平成36年11月26日まで                |
| 行 使 の 条 件                       |                           | (注) 2                                     | (注) 2                                         |
| 役 員 の<br>保有状況                   | 取 締 役<br>(監査等委員、社外取締役を除く) | 新株予約権の数 8個<br>目的となる株式数 24,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 1,000個<br>目的となる株式数 50,000株<br>保有者数 1名 |
|                                 | 社 外 取 締 役<br>(監査等委員を除く)   | 該当なし                                      | 該当なし                                          |
|                                 | 取 締 役<br>(監査等委員)          | 該当なし                                      | 該当なし                                          |

|                                 |                           |                                               |
|---------------------------------|---------------------------|-----------------------------------------------|
|                                 |                           | 第 4 回新株予約権                                    |
| 発 行 決 議 日                       |                           | 平成27年11月26日                                   |
| 新 株 予 約 権 の 数                   |                           | 1,560個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数<br>(注) 1     |                           | 普通株式 78,000株<br>(新株予約権 1 個につき50株)             |
| 新株予約権の払込金額                      |                           | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>(注) 1 |                           | 新株予約権 1 個当たり<br>90,000円                       |
| 権 利 行 使 期 間                     |                           | 平成29年11月27日から<br>平成37年11月26日まで                |
| 行 使 の 条 件                       |                           | (注) 2                                         |
| 役 員 の<br>保有状況                   | 取 締 役<br>(監査等委員、社外取締役を除く) | 新株予約権の数 1,200個<br>目的となる株式数 60,000株<br>保有者数 1名 |
|                                 | 社 外 取 締 役<br>(監査等委員を除く)   | 該当なし                                          |
|                                 | 取 締 役<br>(監 査 等 委 員)      | 該当なし                                          |

(注) 1. 当社の普通株式は、平成26年11月19日付で普通株式1株につき60株の株式分割を、平成29年6月17日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。その結果、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込価額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。

- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、使用人又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。
- ②新株予約権は当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。
- ④新株予約権1個の分割行使はできない。
- ⑤その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                                 |             | 第 5 回 新 株 予 約 権                           |
|---------------------------------|-------------|-------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                       |             | 平成29年 2 月 15 日                            |
| 新 株 予 約 権 の 数                   |             | 70個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数<br>(注) 1     |             | 普通株式 3,500株<br>(新株予約権 1 個につき 50株)         |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額             |             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>(注) 1 |             | 新株予約権 1 個当たり 90,000円                      |
| 権 利 行 使 期 間                     |             | 平成31年 2 月 16 日から<br>平成39年 2 月 15 日まで      |
| 行 使 の 条 件                       |             | (注) 2                                     |
| 使用人等への<br>交 付 状 況               | 当 社 使 用 人   | 新株予約権の数 70個<br>目的となる株式数 3,500株<br>交付者数 1名 |
|                                 | 子会社の役員及び使用人 | 該当なし                                      |

(注) 1. 当社の普通株式は、平成29年 6 月 17 日付で普通株式 1 株につき 50 株の株式分割を行っております。その結果、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込価額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、使用人又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権は当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。
- ④ 新株予約権 1 個の分割行使はできない。
- ⑤ その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況（平成29年8月31日現在）

| 会社における地位           | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                  |
|--------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長      | 仲 暁 子     | Wantedly Singapore Pte. Ltd. 取締役                                                              |
| 取 締 役              | 川 崎 楨 紀   | 開発部門管掌<br>Wantedly Singapore Pte. Ltd. 取締役                                                    |
| 取 締 役<br>（常勤監査等委員） | 高 原 明 子   |                                                                                               |
| 取締役（監査等委員）         | 成 松 淳     | ミューゼオ株式会社代表取締役社長<br>株式会社ヘリオス社外監査役<br>株式会社レアジョブ社外取締役（監査等委員）<br>株式会社クロス・マーケティンググループ社外取締役（監査等委員） |
| 取締役（監査等委員）         | 吉 羽 真 一 郎 | 潮見坂総合法律事務所パートナー弁護士<br>株式会社enish社外監査役<br>株式会社スタジオアタオ社外取締役（監査等委員）                               |

- （注） 1. 取締役高原明子氏、取締役成松淳氏及び取締役吉羽真一郎氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査等委員高原明子氏は大手企業や中小企業において、財務・経理業務、内部監査業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員成松淳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員吉羽真一郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び会社法等に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
6. 当社は、取締役高原明子氏、取締役成松淳氏及び取締役吉羽真一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役である者を除く）との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、当該定款に基づき、社外取締役3名と責任限定契約を締結しております。

## ③ 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                                        | 員 数        | 報 酬 等 の 額             |
|--------------------------------------------|------------|-----------------------|
| 取 締 役<br>(監査等委員、社外取締役を除く)                  | 2名         | 21,150千円              |
| 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )<br>( 社 外 取 締 役 を 除 く ) | —          | —                     |
| 社 外 取 締 役                                  | 3名         | 6,600                 |
| 合 計<br>(う ち 社 外 取 締 役)                     | 5名<br>(3名) | 27,750千円<br>(6,600千円) |

## ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）高原明子氏に兼職先はございません。
- ・社外取締役（監査等委員）成松淳氏は、ミュージオ株式会社代表取締役社長、株式会社ヘリオス社外監査役、株式会社レアジョブ社外取締役（監査等委員）、株式会社クロス・マーケティンググループ社外取締役（監査等委員）を兼職しております。ミュージオ株式会社、株式会社レアジョブは当社サービスの販売先であります、その取引額はいずれも当社の売上高の0.1%未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当していないと判断しております。また、その他の兼職先と当社との間には特別な関係はございません。
- ・社外取締役（監査等委員）吉羽真一郎氏は、潮見坂綜合法律事務所のパートナー弁護士、株式会社enishの社外監査役、株式会社スタジオアタオ社外取締役（監査等委員）を兼職しておりますが、当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|                |         | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                 |
|----------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 高 原 明 子 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会13回のうち13回出席いたしました。企業経営などの分野における豊富な経験と高い見地に基づき、また経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の違法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 成 松 淳   | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会13回のうち13回出席いたしました。経験豊富な経営者の観点及び公認会計士としての見識に基づき、財務及び会計並びに内部統制についての発言を適宜行っております。                              |
| 取締役<br>(監査等委員) | 吉 羽 真一郎 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会13回のうち13回出席いたしました。弁護士としての専門的な見地から、法務関連についての発言を適宜行っております。                                                    |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人 トーマツ

② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 13,500千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,000千円  |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務に対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で責任限定契約を締結しておりません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人は、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ・取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- ・監査等委員は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
- ・社内外の通報窓口につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下「内部通報制度」という。）を構築する。
- ・法令違反行為が発見された場合には、取締役会において迅速に情報を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応していく。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
- ・個人情報適正管理規程その他の規程等を定め、情報資産の保護・管理を行う。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
- ・災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え適切な体制を整備し、不測の事態が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を取り、事業に及ぼす影響を最小限に抑えるよう努める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・定款及び取締役会規程に基づき取締役会を運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
  - ・取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
  - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を制定する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、経営理念に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
  - ・当社が外部に委託している内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、グループ全体に対して業務の監査を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項
- ・監査等委員会の職務は内部監査部門においてこれを補助する。
  - ・内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、内部監査の計画を立案及び実施し、監査等委員と密な連携を保つとともに、定期的な報告を行う。また、監査等委員の指示に基づき、必要に応じて特定事項の調査を行うことができる。
  - ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適切な人員配置を行う。
  - ・補助使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令下で業務を行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの指揮命令は受けない。
  - ・補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査等委員会の意見を尊重する。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、及び当該報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令に定められた事項のほか、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。
  - ・当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
  - ・当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告を行ったことを理由とした不利益な取扱いを受けないことを明示的に定める。
- ⑧ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当社がその費用等が監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
  - ・監査等委員は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、監査等委員会監査基準に基づき、取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行うとともに、必要に応じて当社及び当社子会社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
  - ・監査等委員は、必要に応じて会計監査人と意見交換を行う。
  - ・監査等委員は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
  - ・監査等委員は、定期的に内部監査担当者と意見交換を行い、連携の強化を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた内部統制システムの施策及び規定に従って、具体的な取り組みを行うと共に、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかのモニタリングを常時行っております。併せて、コーポレートチームは当社の各部門に対して、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、個人情報保護、インサイダー取引防止及び財務報告に係る内部統制に関する教育及び研修を実施しております。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、利益還元政策を決定していく所存であります。しかしながら、当社は当期純利益を計上しておりますが、未だ内部留保が充実しているとはいえず、創業以来配当を行っておりません。また、当社グループは現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実に図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主に対して利益還元を行うことを検討して参りますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成29年 8 月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額     | 科 目           | 金 額     |
|-------------|---------|---------------|---------|
| (資 産 の 部)   |         | (負 債 の 部)     |         |
| 流 動 資 産     | 617,771 | 流 動 負 債       | 351,312 |
| 現金及び預金      | 465,228 | 未 払 金         | 72,056  |
| 売 掛 金       | 89,997  | 未 払 法 人 税 等   | 12,532  |
| 前 払 費 用     | 56,581  | 前 受 金         | 202,764 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 1,492   | そ の 他         | 63,958  |
| そ の 他       | 4,646   | 負 債 合 計       | 351,312 |
| 貸 倒 引 当 金   | △174    | (純資産の部)       |         |
| 固 定 資 産     | 218,496 | 株 主 資 本       | 487,076 |
| 有 形 固 定 資 産 | 63,433  | 資 本 金         | 225,950 |
| 建 物         | 49,171  | 資 本 剰 余 金     | 173,611 |
| 工具、器具及び備品   | 14,261  | 利 益 剰 余 金     | 91,704  |
| 投資その他の資産    | 155,063 | 自 己 株 式       | △4,190  |
| 繰 延 税 金 資 産 | 5,029   | その他の包括利益累計額   | △2,120  |
| 敷 金         | 150,033 | 為替換算調整勘定      | △2,120  |
| 資 産 合 計     | 836,268 | 純 資 産 合 計     | 484,956 |
|             |         | 負 債 純 資 産 合 計 | 836,268 |

## 連 結 損 益 計 算 書

(平成28年 9 月 1 日から)  
(平成29年 8 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額         |
|-------------------------|-------------|
| 営 業 収 益                 | 1, 289, 741 |
| 営 業 費 用                 | 1, 225, 664 |
| 営 業 利 益                 | 64, 076     |
| 営 業 外 収 益               |             |
| 受 取 利 息                 | 3           |
| 受 取 手 数 料               | 1, 021      |
| 雑 収 入                   | 136         |
| 営 業 外 費 用               |             |
| 為 替 差 損                 | 552         |
| 株 式 交 付 費               | 1, 773      |
| 株 式 公 開 費 用             | 3, 543      |
| 経 常 利 益                 | 59, 369     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益   | 59, 369     |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 31, 183     |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 2, 490      |
| 当 期 純 利 益               | 25, 695     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         | 25, 695     |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年 9 月 1 日から)  
(平成29年 8 月31日まで)

(単位：千円)

|                 | 株 主 資 本 |         |         |         |             | その他の包括利益累計額 |           | 純 資 産 合 計 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|-------------|-------------|-----------|-----------|
|                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 | 利 益 剰 余 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | 為替換算調整勘定    | その他の利益累計額 |           |
| 当 期 首 残 高       | 225,950 | 219,450 | 66,009  | △50,028 | 461,380     | —           | —         | 461,380   |
| 当 期 変 動 額       |         |         |         |         |             |             |           |           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | —       | —       | 25,695  | —       | 25,695      | —           | —         | 25,695    |
| 自己株式の消却         | —       | △45,838 | —       | 45,838  | —           | —           | —         | —         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 | —       | —       | —       | —       | —           | △2,120      | △2,120    | △2,120    |
| 当期変動額合計         | —       | △45,838 | 25,695  | 45,838  | 25,695      | △2,120      | △2,120    | 23,575    |
| 当 期 末 残 高       | 225,950 | 173,611 | 91,704  | △4,190  | 487,076     | △2,120      | △2,120    | 484,956   |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1 社
- ・主要な連結子会社の名称 Wantedly Singapore Pte. Ltd.

#### (2) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更 当連結会計年度からWantedly Singapore Pte. Ltd. を連結の範囲に含めております。これは、Wantedly Singapore Pte. Ltd. の重要性が増加したことにより、連結の範囲に含めることとしたものであります。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のWantedly Singapore Pte. Ltd. の決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

該当事項はありません。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |        |
|--------|--------|
| 建物     | 15年    |
| 工具器具備品 | 3年～15年 |

###### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

23,373千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

4,572,700株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

104,000株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っております。一時的な余資につきましては普通預金で保有しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権についてコーポレートチームが取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。これにより、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ・ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、コーポレートチームが適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織りこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                 | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時 価 ( 千 円 ) | 差 額 ( 千 円 ) |
|-----------------|--------------------|-------------|-------------|
| (1) 現 金 及 び 預 金 | 465,228            | 465,228     | —           |
| (2) 売 掛 金       | 89,997             |             |             |
| 貸倒引当金 (※)       | △174               |             |             |
|                 | 89,822             | 89,822      | —           |
| (3) 敷 金         | 150,033            | 147,287     | △2,745      |
| 資産計             | 705,084            | 702,338     | △2,745      |
| (1) 未 払 金       | 72,056             | 72,056      | —           |
| (2) 未 払 法 人 税 等 | 12,532             | 12,532      | —           |
| 負債計             | 84,589             | 84,589      | —           |

(※) 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

すべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

すべて短期で決済されるため、時価は貸倒引当金控除後の帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等の適切な指標にスプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 未払金及び(2) 未払法人税等

すべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 465,228      | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 89,997       | —                   | —                    | —            |
| 敷金     | —            | —                   | —                    | 150,033      |
| 合計     | 555,225      | —                   | —                    | 150,033      |

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

107円23銭

(2) 1株当たり当期純利益

5円68銭

当社は、平成29年6月17日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## 6. その他の注記

### (1) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(2) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 7. 重要な後発事象に関する注記

### 1. 公募による自己株式の処分及び株式の売出し

当社は、平成29年9月14日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しました。当社は、上場に当たり平成29年8月10日開催の取締役会において公募による自己株式の処分並びに株式の売出しについて、また平成29年8月28日開催の取締役会において当該自己株式の処分における払込金額等についてそれぞれ決議を行い、平成29年9月13日に払込が完了しました。当該自己株式の処分及び株式の売出しの内容は以下のとおりです。

なお、これによる、資本金および発行済株式総数への影響はありません。

### (1) 公募による自己株式の処分について

①募集方法      ブックビルディング方式

②募集株式の種類及び数      当社普通株式 50,000株

③発行価格      1株につき1,000円

④引受価額      1株につき900円

この価額は、当社が引受人より1株当たりの新株式発行及び自己株式処分に対する払込金として受け取った金額です。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

⑤払込金額      1株につき748円

この金額は会社法上の払込金額であり、平成29年8月28日開催の取締役会において決定された金額です。

⑥発行価格の総額      50,000,000円

⑦引受価額の総額      45,000,000円

⑧発行諸費用の概算額      5,000,000円

⑨差引手取概算額      40,000,000円

⑩株式受渡期日      平成29年9月14日

⑪手取金の使途      事業及び人員拡大に伴い平成30年8月期に実施する本社オフィス増床時の内装費の一部に充当する予定であります。

(2) 引受人の買取引受による売出しについて

- ①売出方法     ブックビルディング方式
- ②売出株式の種類及び数     当社普通株式 80,000株
- ③売出人及び売出株式数     株式会社サイバーエージェント 80,000株
- ④売出価格     1株につき1,000円
- ⑤引受価額     1株につき900円
- ⑥売出価格の総額     80,000,000円
- ⑦引受価額の総額     72,000,000円
- ⑧株式受渡期日     平成29年9月14日

(3) オーバーアロットメントによる売出しについて

- ①売出方法     ブックビルディング方式
- ②売出株式の種類及び数     当社普通株式 19,500株
- ③売出人     大和証券株式会社
- ④売出方法     上記募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果行われる売出人による売出しであります。
- ⑤売出価格     1株につき1,000円
- ⑥売出価格の総額     19,500,000円
- ⑦株式受渡期日     平成29年9月14日

2. 株式分割及び定款の一部変更

当社は、平成29年10月13日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの投資金額を引き下げることにより、当社株式の流動性向上と投資家の皆様にとってより投資しやすい環境を整えることで、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

平成29年11月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

- i) 株式分割前の発行済株式総数 : 4,572,700株
- ii) 今回の分割により増加する株式数 : 4,572,700株
- iii) 株式分割後の発行済株式総数 : 9,145,400株
- iv) 株式分割後の発行可能株式総数 : 36,000,000株

※ 上記株式数につきましては、平成29年10月13日現在の株式数であり、今後新株予約権等の行使により株式分割の基準日までの間に変動する可能性があります。

(3) 日程

- ①基準日公告日 : 平成29年11月15日 (予定)
- ②基準日 : 平成29年11月30日 (予定)
- ③効力発生日 : 平成29年12月1日 (予定)

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたものと仮定した場合における当連結会計年度の1株当たりの情報は、以下のとおりであります。

- ①1株当たり純資産額 53円61銭
- ②1株当たり当期純利益 2円84銭

(5) 定款の一部変更

①変更の理由

上記株式分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款の一部を変更いたします。

②変更の内容

| 現行定款                                                | 変更後                                                         |
|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| (発行可能株式総数)<br>第6条 当会社の発行可能株式総数は、<br>18,000,000株とする。 | (発行可能株式総数)<br>第6条 当会社の発行可能株式総数は、<br><u>36,000,000株</u> とする。 |

※下線部は変更箇所を示します。

③定款変更の日程

定款変更の効力発生日は、平成29年12月1日となります。

(6) その他

- ①今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。
- ②今回の株式分割に伴い、発行している新株予約権の1株当たり行使価額を平成29年12月1日以降、下記のとおり調整いたします。

| 新株予約権の名称                      | 調整前<br>行使価額 | 調整後<br>行使価額 |
|-------------------------------|-------------|-------------|
| 第1回新株予約権（平成25年1月17日臨時株主総会決議）  | 53円         | 27円         |
| 第3回新株予約権（平成26年11月26日定時取締役会決議） | 380円        | 190円        |
| 第4回新株予約権（平成27年11月26日定時取締役会決議） | 1,800円      | 900円        |
| 第5回新株予約権（平成29年2月15日臨時取締役会決議）  | 1,800円      | 900円        |

3. 子会社の増資

当社は、平成29年10月13日開催の取締役会において、当社連結子会社である Wantedly Singapore Pte. Ltd. が増資を行い、その全額を当社が引き受けることを決議いたしました。

(1) 増資の理由

当社は、海外市場開拓を目的として平成28年11月にシンガポールに連結子会社として Wantedly Singapore Pte. Ltd. を設立しました。今般の増資は、同国内において更なる事業拡大にかかる資金需要に対応するためのものであります。

(2) 子会社の概要

- ①名称 : Wantedly Singapore Pte. Ltd.
- ②所在地 : シンガポール共和国
- ③代表者 : 仲 暁子
- ④事業内容 : 当社サービスの海外市場開拓及び販売代理
- ⑤増資前の資本金 : 800,000シンガポールドル（約66百万円）
- ⑥設立年月日 : 平成28年11月9日
- ⑦増資前の株主構成 : ウォンテッドリー株式会社 100%

(3) 増資の概要

- ①増資額 : 800,000シンガポールドル（約66百万円）
- ②増資後の資本金 : 1,600,000シンガポールドル（約132百万円）
- ③払込日 : 平成29年10月末日（予定）
- ④増資後の株主構成 : ウォンテッドリー株式会社 100%

# 貸 借 対 照 表

(平成29年 8 月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額     | 科 目             | 金 額     |
|-------------|---------|-----------------|---------|
| (資 産 の 部)   |         | (負 債 の 部)       |         |
| 流 動 資 産     | 592,889 | 流 動 負 債         | 349,906 |
| 現金及び預金      | 400,139 | 未 払 金           | 70,882  |
| 売 掛 金       | 89,997  | 未 払 費 用         | 34,361  |
| 前 払 費 用     | 56,325  | 未 払 法 人 税 等     | 12,532  |
| 繰 延 税 金 資 産 | 1,492   | 前 受 金           | 202,764 |
| そ の 他       | 45,109  | 預 り 金           | 9,470   |
| 貸 倒 引 当 金   | △174    | そ の 他           | 19,894  |
| 固 定 資 産     | 284,428 | 負 債 合 計         | 349,906 |
| 有 形 固 定 資 産 | 63,433  | (純資産の部)         |         |
| 建 物         | 49,171  | 株 主 資 本         | 527,412 |
| 工具、器具及び備品   | 14,261  | 資 本 金           | 225,950 |
| 投資その他の資産    | 220,995 | 資 本 剰 余 金       | 173,611 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 5,029   | 資 本 準 備 金       | 119,450 |
| 関 係 会 社 株 式 | 66,115  | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 54,161  |
| 敷 金         | 149,850 | 利 益 剰 余 金       | 132,040 |
| 資 産 合 計     | 877,318 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 132,040 |
|             |         | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 132,040 |
|             |         | 自 己 株 式         | △4,190  |
|             |         | 純 資 産 合 計       | 527,412 |
|             |         | 負 債 純 資 産 合 計   | 877,318 |

# 損 益 計 算 書

(平成28年 9 月 1 日から)  
(平成29年 8 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |
|-----------------------|-----------|
| 営 業 収 益               | 1,289,741 |
| 営 業 費 用               | 1,185,023 |
| 営 業 利 益               | 104,717   |
| 営 業 外 収 益             |           |
| 受 取 利 息               | 3         |
| 受 取 手 数 料             | 1,021     |
| 雑 収 入                 | 136       |
| 営 業 外 費 用             |           |
| 為 替 差 損               | 857       |
| 株 式 交 付 費             | 1,773     |
| 株 式 公 開 費 用           | 3,543     |
| 経 常 利 益               | 99,705    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 99,705    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 31,183    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 2,490     |
| 当 期 純 利 益             | 66,031    |

## 株主資本等変動計算書

(平成28年 9 月 1 日から)  
(平成29年 8 月31日まで)

(単位：千円)

|           | 株 主 資 本 |           |                |              |                             |              |         |         | 純資産合計   |
|-----------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------------------------|--------------|---------|---------|---------|
|           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金                   |              | 自己株式    | 株主資本合計  |         |
|           |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | その他利<br>益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |         |         |
| 当 期 首 残 高 | 225,950 | 119,450   | 100,000        | 219,450      | 66,009                      | 66,009       | △50,028 | 461,380 | 461,380 |
| 当 期 変 動 額 |         |           |                |              |                             |              |         |         |         |
| 当期純利益     | —       | —         | —              | —            | 66,031                      | 66,031       | —       | 66,031  | 66,031  |
| 自己株式の消却   | —       | —         | △45,838        | △45,838      | —                           | —            | 45,838  | —       | —       |
| 当期変動額合計   | —       | —         | △45,838        | △45,838      | 66,031                      | 66,031       | 45,838  | 66,031  | 66,031  |
| 当 期 末 残 高 | 225,950 | 119,450   | 54,161         | 173,611      | 132,040                     | 132,040      | △4,190  | 527,412 | 527,412 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |        |
|--------|--------|
| 建物     | 15年    |
| 工具器具備品 | 3年～15年 |

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 有形固定資産の減価償却累計額

23,373千円

#### (2) 関係会社に対する短期金銭債権

40,463千円

### 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

50,000株

### 4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 886千円

未払事業所税 260千円

賞与に伴う未払法定福利費 292千円

貸倒引当金 53千円

税務売上認識額 303千円

減価償却費 5,804千円

繰延税金資産合計 7,599千円

評価性引当額 △1,077千円

繰延税金資産の純額 6,522千円

### 5. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種 類   | 会社等の名称                             | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係                       | 取引内容         | 取引金額<br>(千円) | 科 目 | 期末残高<br>(千円) |
|-------|------------------------------------|---------------------|---------------------------------|--------------|--------------|-----|--------------|
| 子 会 社 | Wantedly<br>Singapore<br>Pte. Ltd. | 所有<br>直接 100.0%     | 当社サービスの海外市場開拓及び販売代理<br>役員の兼任 2名 | 増資の引受<br>(注) | 66,115       | —   | —            |
|       |                                    |                     |                                 | 経費の立替        | 40,463       | 立替金 | 40,463       |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 増資の引受は、Wantedly Singapore Pte. Ltd. 増資を全額引き受けたものです。

### 6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 116円61銭

(2) 1株当たり当期純利益 14円60銭

当社は、平成29年6月17日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## 7. その他の注記

### (1) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(2) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

### 1. 公募による自己株式の処分及び株式の売出し

当社は、平成29年9月14日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しました。当社は、上場に当たり平成29年8月10日開催の取締役会において公募による自己株式の処分並びに株式の売出しについて、また平成29年8月28日開催の取締役会において当該自己株式の処分における払込金額等についてそれぞれ決議を行い、平成29年9月13日に払込が完了しました。当該自己株式の処分及び株式の売出しの内容は以下のとおりです。

なお、これによる、資本金および発行済株式総数への影響はありません。

### (1) 公募による自己株式の処分について

①募集方法      ブックビルディング方式

②募集株式の種類及び数      当社普通株式 50,000株

③発行価格      1株につき1,000円

④引受価額      1株につき900円

この価額は、当社が引受人より1株当たりの新株式発行及び自己株式処分に対する払込金として受け取った金額です。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

⑤払込金額      1株につき748円

この金額は会社法上の払込金額であり、平成29年8月28日開催の取締役会において決定された金額です。

⑥発行価格の総額      50,000,000円

⑦引受価額の総額      45,000,000円

⑧発行諸費用の概算額      5,000,000円

⑨差引手取概算額      40,000,000円

⑩株式受渡期日      平成29年9月14日

⑪手取金の使途      事業及び人員拡大に伴い平成30年8月期に実施する本社オフィス増床時の内装費の一部に充当する予定であります。

(2) 引受人の買取引受による売出しについて

- ①売出方法     ブックビルディング方式
- ②売出株式の種類及び数     当社普通株式 80,000株
- ③売出人及び売出株式数     株式会社サイバーエージェント 80,000株
- ④売出価格     1株につき1,000円
- ⑤引受価額     1株につき900円
- ⑥売出価格の総額     80,000,000円
- ⑦引受価額の総額     72,000,000円
- ⑧株式受渡期日     平成29年9月14日

(3) オーバーアロットメントによる売出しについて

- ①売出方法     ブックビルディング方式
- ②売出株式の種類及び数     当社普通株式 19,500株
- ③売出人     大和証券株式会社
- ④売出方法     上記募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果行われる売出人による売出しであります。
- ⑤売出価格     1株につき1,000円
- ⑥売出価格の総額     19,500,000円
- ⑦株式受渡期日     平成29年9月14日

2. 株式分割及び定款の一部変更

当社は、平成29年10月13日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの投資金額を引き下げることにより、当社株式の流動性向上と投資家の皆様にとってより投資しやすい環境を整えることで、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

平成29年11月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

## ②分割により増加する株式数

- i) 株式分割前の発行済株式総数 : 4,572,700株
- ii) 今回の分割により増加する株式数 : 4,572,700株
- iii) 株式分割後の発行済株式総数 : 9,145,400株
- iv) 株式分割後の発行可能株式総数 : 36,000,000株

※ 上記株式数につきましては、平成29年10月13日現在の株式数であり、今後新株予約権等の行使により株式分割の基準日までの間に変動する可能性があります。

## (3) 日程

- ①基準日公告日 : 平成29年11月15日 (予定)
- ②基準日 : 平成29年11月30日 (予定)
- ③効力発生日 : 平成29年12月1日 (予定)

## (4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたものと仮定した場合における当事業年度の1株当たりの情報は、以下のとおりであります。

- ①1株当たり純資産額 58円31銭
- ②1株当たり当期純利益 7円30銭

## (5) 定款の一部変更

### ①変更の理由

上記株式分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款の一部を変更いたします。

### ②変更の内容

| 現行定款                                                | 変更後                                                 |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| (発行可能株式総数)<br>第6条 当会社の発行可能株式総数は、<br>18,000,000株とする。 | (発行可能株式総数)<br>第6条 当会社の発行可能株式総数は、<br>36,000,000株とする。 |

※下線部は変更箇所を示します。

### ③定款変更の日程

定款変更の効力発生日は、平成29年12月1日となります。

#### (6) その他

- ①今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。
- ②今回の株式分割に伴い、発行している新株予約権の1株当たり行使価額を平成29年12月1日以降、下記のとおり調整いたします。

| 新株予約権の名称                      | 調整前<br>行使価額 | 調整後<br>行使価額 |
|-------------------------------|-------------|-------------|
| 第1回新株予約権（平成25年1月17日臨時株主総会決議）  | 53円         | 27円         |
| 第3回新株予約権（平成26年11月26日定時取締役会決議） | 380円        | 190円        |
| 第4回新株予約権（平成27年11月26日定時取締役会決議） | 1,800円      | 900円        |
| 第5回新株予約権（平成29年2月15日臨時取締役会決議）  | 1,800円      | 900円        |

#### 3. 子会社の増資

当社は、平成29年10月13日開催の取締役会において、当社連結子会社である Wantedly Singapore Pte. Ltd. が増資を行い、その全額を当社が引き受けることを決議いたしました。

##### (1) 増資の理由

当社は、海外市場開拓を目的として平成28年11月にシンガポールに連結子会社として Wantedly Singapore Pte. Ltd. を設立しました。今般の増資は、同国内において更なる事業拡大にかかる資金需要に対応するためのものであります。

##### (2) 子会社の概要

- ①名称 : Wantedly Singapore Pte. Ltd.
- ②所在地 : シンガポール共和国
- ③代表者 : 仲 暁子
- ④事業内容 : 当社サービスの海外市場開拓及び販売代理
- ⑤増資前の資本金 : 800,000シンガポールドル（約66百万円）
- ⑥設立年月日 : 平成28年11月9日
- ⑦増資前の株主構成 : ウォンテッドリー株式会社 100%

##### (3) 増資の概要

- ①増資額 : 800,000シンガポールドル（約66百万円）
- ②増資後の資本金 : 1,600,000シンガポールドル（約132百万円）
- ③払込日 : 平成29年10月末日（予定）
- ④増資後の株主構成 : ウォンテッドリー株式会社 100%

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年10月16日

ウォンテッドリー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限  
責任社員  
業務執行社員  
指定有限  
責任社員  
業務執行社員

公認会計士 吉村孝郎 ㊞

公認会計士 森田健司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウォンテッドリー株式会社の平成28年9月1日から平成29年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウオンテッドリー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年10月16日

ウォンテッドリー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指 定 有 限  
責 任 社 員  
業 務 執 行 社 員  
指 定 有 限  
責 任 社 員  
業 務 執 行 社 員

公認会計士 吉 村 孝 郎 ㊞

公認会計士 森 田 健 司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウォンテッドリー株式会社の平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制にかかわる部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の役員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年10月19日

ウオンテッドリー株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 高 原 明 子 (印)

監 査 等 委 員 成 松 淳 (印)

監 査 等 委 員 吉 羽 真 一 郎 (印)

(注) 監査等委員高原明子、成松淳及び吉羽真一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

海外への事業展開において現地における一般的な表記に適合するため、英文での商号を「Wantedly, Inc.」に変更するものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                 | 変 更 案                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| (商号)<br>第1条 当会社は、ウォンテッドリー株式<br>と称し、英文では、 <u>Wantedly, Inc</u><br>と表記する。 | (商号)<br>第1条 当会社は、ウォンテッドリー株式<br>と称し、英文では、 <u>Wantedly, Inc.</u><br>と表記する。 |

### 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）2名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、引き続き取締役2名の選任をお願いするとともに、一層の経営体制の強化を図るため1名を増員いたしたく、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                            | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | なか あき こ<br>仲 暁 子<br>(昭和59年10月12日)    | 平成20年4月 ゴールドマン・サックス証券<br>株式会社入社<br>平成22年7月 Facebook Japan株式会社入社<br>平成22年9月 当社設立 代表取締役就任<br>(現任) | 3,282,000株        |
| 2          | かわさき よしのり<br>川 崎 禎 紀<br>(昭和56年8月30日) | 平成18年4月 ゴールドマン・サックス・ジ<br>ャパン・ホールディングス有<br>限会社入社<br>平成24年4月 当社入社<br>平成25年10月 当社 取締役就任 (現任)       | 21,000株           |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | ※<br>よ し だ ゆうすけ<br>吉 田 祐 輔<br>(昭和58年12月17日) | 平成19年4月 モルガン・スタンレー証券株<br>式会社(現 モルガン・スタ<br>ンレーMUFG証券株式会社)入<br>社<br>平成25年3月 フライシュマン・ヒラード・<br>ジャパン株式会社入社<br>平成26年1月 株式会社trippiece入社<br>平成28年6月 当社入社<br>平成29年5月 当社執行役員 経営企画担当<br>就任(現任) | —                 |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 各候補者のうち、現に当社の取締役である候補者の当社における担当につま  
しては、招集通知に添付の事業報告12ページに記載のとおりであります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了と  
なります。つきましては、あらためて監査等委員である取締役3名の選任をお願い  
するものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | た か は ら あ き こ<br>高 原 明 子<br>(昭和42年8月31日) | 平成3年4月 三菱商事株式会社入社<br>平成8年3月 株式会社ビジネス・コープ(現<br>株式会社ベネフィット・ワ<br>ン) 出向<br>平成11年6月 ソフトバンク株式会社入社<br>平成12年12月 イー・ショッピング・ブッ<br>クス株式会社(現 株式会社セ<br>ブン&アイ・ネットメディ<br>ア) 入社<br>平成17年4月 株式会社ブラメド入社<br>平成19年3月 みずほ証券株式会社入社<br>平成20年11月 株式会社ベネッセスタイルケ<br>ア入社<br>平成24年5月 株式会社リヴァンプ入社<br>平成26年4月 当社 常勤監査役就任<br>平成27年11月 当社 社外取締役(常勤監査<br>等委員) 就任(現任) | —                 |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2          | なりまつ<br>成 松<br>(昭和43年11月14日) | <p>平成8年11月 監査法人原会計事務所入所</p> <p>平成10年5月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>平成16年12月 株式会社東京証券取引所上場部出向</p> <p>平成19年1月 クックパッド株式会社入社</p> <p>平成19年6月 同社取締役就任</p> <p>平成19年7月 同社執行役就任</p> <p>平成25年4月 ミューゼオ株式会社設立、代表取締役社長就任（現任）</p> <p>平成25年10月 株式会社レアジョブ社外監査役就任</p> <p>平成25年12月 株式会社ヘリオス社外監査役就任（現任）</p> <p>平成27年11月 当社 社外取締役（監査等委員）就任（現任）</p> <p>平成28年6月 株式会社レアジョブ社外取締役（監査等委員）就任（現任）</p> <p>平成29年3月 株式会社クロス・マーケティンググループ社外取締役（監査等委員）就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>ミューゼオ株式会社代表取締役社長</p> <p>株式会社ヘリオス社外監査役</p> <p>株式会社レアジョブ社外取締役（監査等委員）</p> <p>株式会社クロス・マーケティンググループ社外取締役（監査等委員）</p> | —                 |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | よ し ば しんいちろう<br>吉 羽 真一郎<br>(昭和48年11月4日) | 平成23年10月 株式会社enish社外監査役就<br>任（現任）<br>平成25年1月 潮見坂綜合法律事務所パート<br>ナー（現任）<br>平成27年11月 当社 社外取締役（監査等委<br>員）就任（現任）<br>平成29年5月 株式会社スタジオアタオ社外<br>取締役（監査等委員）就任<br>（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>潮見坂綜合法律事務所パートナー弁護士<br>株式会社enish社外監査役<br>株式会社スタジオアタオ社外取締役（監査<br>等委員） | —                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、成松淳氏は、当社と取引のあるミュージオ株式会社の業務執行者であります。平成29年8月期における同社との取引金額は210千円（同期営業収益の0.01%未満）と僅少であり、当社経営に何ら影響を行使できないことから、当該事実が株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。
2. 高原明子氏、成松淳氏及び吉羽真一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) 社外取締役候補者高原明子氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、日本のインターネット黎明期から、インターネットを活用した様々な事業のスタートアップ携わり、主に、サービス企画・業務設計、資金調達などのビジネスサイドの経験、実績をはじめとした専門性を有しており、当社の経営基本方針の決定及び業務執行の監督などの役割を十分に果たしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会締結の時をもって2年となります。なお、同氏は過去に、当社の業務執行者ではない役員（監査役）であったことがあります。
- (2) 社外取締役候補者成松淳氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する深い知見に加え、豊富な経験を有しており、これらの知見、経験を当社の経営に活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会締結の時をもって2年となります。

- (3) 社外取締役候補者吉羽真一郎氏は、弁護士としての高度の専門知識及び豊富な経験を有しており、これらの知識、経験を当社の経営に活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会締結の時をもって2年となります。
4. 当社は、高原明子氏、成松淳氏及び吉羽真一郎氏との間で、会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。なお、本議案が原案どおり承認された場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、高原明子氏、成松淳氏及び吉羽真一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が原案どおり承認された場合、引き続き、独立役員として届け出る予定です。

#### **第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等の額改定の件**

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等の額は、平成27年11月26日開催の第5期定時株主総会において、年額3,000万円以内の固定報酬及びこれと別枠として第4回新株予約権1,200個分の公正価値部分を合算したものと決議いただき現在に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び経営環境の変化その他諸般の事情を考慮し、また、取締役の報酬等の額と業績との連動性を高めることを目的とした業績連動賞与の支給を可能とするため、かかる取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等の額を固定の月額報酬及び業績連動賞与を含めた年額5,000万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役（監査等委員であるものを除く）は2名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く）は3名となります。

以 上

メ モ

[illegible]

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区白金台5丁目12番7号

MG白金台ビル 4階 当社会議室

TEL 03-6369-2018



交通 都営三田線・東京メトロ南北線 白金台駅 1番出口より徒歩約8分  
JR目黒駅 東口より徒歩約15分